

第10号議案

「品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について

1 改正の理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用および番号法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項について、区独自の利活用を行うため条例を定め運用している。

今回、番号法改正に伴う個人番号を利用する事務の追加、区独自事務として個人番号を利用することができる事務の終了等があったことから、必要な改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 庁内連携のために利用できる特定個人情報の追加

番号法が改正され（平成30年6月8日公布・同日施行）、他の行政機関、地方公共団体等に情報照会可能な情報として、「進学準備給付金の支給に関する情報」が追加された。

このため、区においても国の改正に倣い、庁内での情報連携のために利用できる特定個人情報として、条例別表第2の1の項中「就労自立給付金」の次に「もしくは進学準備給付金」を下記のとおり追加する。

別表第2 抜粋 （変更部分）

番号	執行機関	事務	特定個人情報
1	区長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)または地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)または高齢

		者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給または保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施または就労自立給付金の支給に関する情報もしくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの

(2) 個人番号を利用することができる区独自の事務の終了

ア 女性福祉資金貸付事務の終了

東京都母子福祉資金等の他制度の充実と近年の貸付実績などから判断し、平成31年3月をもって当該事務が終了する予定である。

当該事務は個人番号を利用するものであったため、終了にともない別表第1および別表第2を欠番扱い(表記上は「削除」とする)とする。

イ 品川区立就学前乳幼児教育施設園児保護者補助金等交付事務の終了

就学前乳幼児教育施設(ぷりすくーる西五反田)に通う保護者に対し、補助金(品川区立就学前乳幼児教育施設園児保護者補助金および品川区立就学前乳幼児教育施設就園奨励費補助金)の交付を行っていたが、子ども・子育て支援新制度の施行にともない、平成28年度以降の入園者の保育料が応能負担となり、補助金交付の対象外となった。補助金交付対象となる平成27年度入園者が卒園となり、補助金対象者がいなくなったことから、平成30年3月をもって当該事務が終了した。

当該事務は個人番号を利用するものであったため、終了にともない下記のとおり別表第1 および別表第2 を欠番扱い（表記上は「削除」）とする。

別表第1 抜粋（欠番扱いとする事項）

番号	執行機関	事務
2	区長	品川区女性福祉資金貸付条例(昭和50年品川区条例第26号)による女性福祉資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの(以下「女性福祉資金貸付事務」という。)
(省略)	(省略)	(省略)
11	区長	品川区立就学前乳幼児教育施設園児保護者補助金および品川区立就学前乳幼児教育施設就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの(以下「品川区立就学前乳幼児教育施設園児保護者補助金等交付事務」という。)

別表第2 抜粋（欠番扱いとする事項）

番号	執行機関	事務	特定個人情報
3	区長	女性福祉資金貸付事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
13	区長	品川区立就学前乳幼児教育施設園児保護者補助金等交付事務	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの

(3) 番号法改正にともなう規定整備

同一地方公共団体内部の他の機関間（区長部局→教育委員会）において、条例を定めるところにより、特定個人情報の連携を行うことができる旨が規定された番号法第19条9号が、法改正による号ずれにより第19条10号となった。

これにともない、番号法第19条9号を引用している条例第1条と第5条を下記のとおり改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の

規定に基づく個人番号の利用および法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第2欄に掲げる機関が、同表の第4欄に掲げる機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において同表の第4欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 施行期日（附則関係）

平成31年4月1日から施行する。

【根拠法：抜粋】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

（以下の項省略）

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

（中略）

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

（中略）

十 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

（以下の号省略）

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

新	旧																														
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用および法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第2欄に掲げる機関が、同表の第4欄に掲げる機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において同表の第4欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、法令または他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の情報の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 30%;">執行機関</th> <th style="width: 60%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(1省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>削除</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(3から10まで省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;"><u>削除</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	執行機関	事務	(1省略)			2	<u>削除</u>	<u>(削除)</u>	(3から10まで省略)			11	<u>削除</u>	<u>(削除)</u>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用および法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第9号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第2欄に掲げる機関が、同表の第4欄に掲げる機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において同表の第4欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、法令または他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の情報の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 30%;">執行機関</th> <th style="width: 60%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(1省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>区長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>品川区女性福祉資金貸付条例（昭和50年品川区条例第26号）による女性福祉資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの（以下「女性福祉資金貸付事務」という。）</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(3から10まで省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;"><u>区長</u></td> <td style="text-align: center;"><u>品川区立就学前乳幼児教育施設園児保護者補助金および品川区立就学前乳幼児教育施設就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	執行機関	事務	(1省略)			2	<u>区長</u>	<u>品川区女性福祉資金貸付条例（昭和50年品川区条例第26号）による女性福祉資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの（以下「女性福祉資金貸付事務」という。）</u>	(3から10まで省略)			11	<u>区長</u>	<u>品川区立就学前乳幼児教育施設園児保護者補助金および品川区立就学前乳幼児教育施設就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で</u>
番号	執行機関	事務																													
(1省略)																															
2	<u>削除</u>	<u>(削除)</u>																													
(3から10まで省略)																															
11	<u>削除</u>	<u>(削除)</u>																													
番号	執行機関	事務																													
(1省略)																															
2	<u>区長</u>	<u>品川区女性福祉資金貸付条例（昭和50年品川区条例第26号）による女性福祉資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの（以下「女性福祉資金貸付事務」という。）</u>																													
(3から10まで省略)																															
11	<u>区長</u>	<u>品川区立就学前乳幼児教育施設園児保護者補助金および品川区立就学前乳幼児教育施設就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で</u>																													

新				旧			
							定めるもの（以下「品川区立就学前乳幼児教育施設園児保護者補助金等交付事務」という。）
(12から25まで省略)				(12から25まで省略)			
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			
番号	執行機関	事務	特定個人情報	番号	執行機関	事務	特定個人情報
1	区長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）または地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給または保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施または就労自立給付金もしくは進学準備金の支給に関する情報（以下「生	1	区長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）または地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給または保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施または就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」とい

新				旧			
			活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの				う。)であって規則で定めるもの
			介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの				介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
(2省略)				(2省略)			
3	<u>削除</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	3	<u>区長</u>	<u>女性福祉資金貸付事務</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
(4から12まで省略)				(4から12まで省略)			
13	<u>削除</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	13	<u>区長</u>	<u>品川区立就学前乳幼児教育施設園児保護者補助金等交付事務</u>	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>(削除)</u>				<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
(14から38まで省略)				(14から38まで省略)			
<p><u>付 則</u> <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>							